

## 議題 3

### 広島市教育委員会規則の一部改正について

1 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第 7 号）	11
2 広島市立中等教育学校学則の一部改正について（議案第 8 号）	16
3 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 9 号）	20
4 広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 10 号）	25
5 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について（議案第 11 号）	28
6 広島市立特別支援学校学則の一部改正について（議案第 12 号）	36

## 広島市立高等学校学則の一部改正について

のことについて、下記のとおり一部改正する。

### 記

#### 1 改正の理由

- (1) 民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年者であった高等学校の生徒が在学中に成年に達することとなり、その父母等は学校教育法上の保護者に該当しなくなる。しかしながら、在学中に成年に達した生徒はいまだ成長の過程にあり、社会的な自立に対して支援を受ける必要があることから、引き続き父母等が当該生徒を支援することができるよう、所要の改正をしようとするものである。
- (2) 通信制高校の展開するサテライト施設の法的位置づけの明確化のため、学校教育法施行規則及び高等学校通信教育規程が一部改正され、通信教育について協力する高等学校に関する規定が、通信教育連携協力施設に関する規定に改められたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。

#### 2 主な改正の内容

- (1) 生徒が成年に達した者であるときの保護者を、その者を現に監護する者に改める。
- (2) 協力校に関する規定を通信教育連携協力施設に関する規定に改める。

#### 3 施行期日

令和4年4月1日

#### 4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和 年 月 日

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則

広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「ものについてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときはその代理人），成年のものについてはその保証人をいう。以下同様とする」を「者については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を，成年に達した者についてはその者を現に監護する者をいう。以下同じ」に改め，同条第2項中「代理人及び保証人は，その高等学校の通学区域内に居住し，」を「その者を現に監護する者は」に，「成年者」を「成年に達した者」に改め，同条第3項を削る。

第37条の見出しを「（通信教育連携協力施設）」に改め，同条第1項中「実施校の行う通信教育について実施校に協力させる高等学校（以下「協力校」という。）」を「通信教育連携協力施設（実施校の行う通信教育について連携協力を行う施設をいう。以下同じ。）」に改め，同条第2項中「協力校」を「通信教育連携協力施設」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市立高等学校学則）

現 行	改 正
目次 (略)	目次 (現行に同じ。)
第1条～第12条 (略)	第1条～第12条 (現行に同じ。)
(入学の出願)	(入学の出願)
第13条 入学志願者は、保護者（未成年のものについてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときはその代理人），成年のものについてはその保証人をいう。以下同様とする。）と連署した所定の様式による入学願書及び入学者選抜願を、所定の出願期間内に校長に提出しなければならない。	第13条 入学志願者は、保護者（未成年の者については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を，成年に達した者についてはその者を現に監護する者をいう。以下同じ。）と連署した所定の様式による入学願書及び入学者選抜願を，所定の出願期間内に校長に提出しなければならない。
2 前項の代理人及び保証人は、その高等学校の通学区域内に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、校長において不適当と認めたときは、これを変更させることができる。	2 前項のその者を現に監護する者は_____，独立の生計を営む成年に達した者でなければならない。ただし、校長において不適当と認めたときは、これを変更させることができる。
3 通信制の課程における前項の規定の適用については、同項中「その高等学校の通学区域内に居住し、独立の生計を営む成年者」とあるのは、「独立の生計を営む成年者」とする。	_____
(入学手続及び入学許可)	第14条～第36条 (現行に同じ。)
第14条 入学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類及び選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。	_____
2 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、所定の様式による宣誓書及び保護者の誓約書に、住民票記載事項証明書等を添えて、校長に提出しなければならない。	_____
(保護者の異動等)	_____
第15条 保護者が死亡し、又は保護者がその資	_____

<p>格を失つたときは、直ちにその後継者を定めて、所定の様式による誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者の氏名又は住所（保護者が法人である場合にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）に変更があつたときは、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。</p> <p>第16条～第36条（略）</p> <p><u>（協力校）</u></p> <p>第37条 <u>実施校の行う通信教育について実施校に協力させる高等学校（以下「協力校」という。）</u>は、別に教育委員会が指定する。</p> <p>2 <u>協力校</u>は、別に教育委員会の定めるところにより、実施校の行う通信教育の一部を担当するものとする。</p> <p>第38条・第39条（略）</p>	<p><u>（通信教育連携協力施設）</u></p> <p>第37条 <u>通信教育連携協力施設（実施校の行う通信教育について連携協力をを行う施設をいう。以下同じ。）</u>は、別に教育委員会が指定する。</p> <p>2 通信教育連携協力施設は、別に教育委員会の定めるところにより、実施校の行う通信教育の一部を担当するものとする。</p> <p>第38条・第39条（現行に同じ。）</p>
---	---

## 広島市立中等教育学校学則の一部改正について

のことについて、下記のとおり一部改正する。

### 記

#### 1 改正の理由

民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年者であった中等教育学校の生徒が在学中に成年に達することとなり、その父母等は学校教育法上の保護者に該当しなくなる。しかしながら、在学中に成年に達した生徒はいまだ成長の過程にあり、社会的な自立に対して支援を受ける必要があることから、引き続き父母等が当該生徒を支援することができるよう、所要の改正をしようとするものである。

#### 2 主な改正の内容

生徒が成年に達した者であるときの保護者を、その者を現に監護する者に改める。

#### 3 施行期日

令和4年4月1日

#### 4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和 年 月 日

広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則

広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）

の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「前条の通学区域内に住所等を有する保護者（親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときはその代理人）」を「保護者（未成年の者については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した者についてはその者を現に監護する者」に改め、同条第2項中「代理人」を「その者を現に監護する者」に、「成年者」を「成年に達した者」に改め、同条第3項中「代理人」を「その者を現に監護する者」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市立中等教育学校学則）

現 行	改 正
目次 (略)	目次 (現行に同じ。)
第1条～第12条 (略)	第1条～第12条 (現行に同じ。)
(入学の出願)	(入学の出願)
第13条 入学志願者は、 <u>前条の通学区域内に住所等を有する保護者（親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときはその代理人）</u> をいう。以下同じ。)と連署した所定の様式による入学願書を、所定の出願期間内に校長に提出しなければならない。	第13条 入学志願者は、 <u>保護者（未成年の者については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した者についてはその者を現に監護する者</u> をいう。以下同じ。)と連署した所定の様式による入学願書を、所定の出願期間内に校長に提出しなければならない。
2 前項の <u>代理人</u> は、独立の生計を営む <u>成年者</u> でなければならない。	2 前項の <u>その者を現に監護する者</u> は、独立の生計を営む <u>成年に達した者</u> でなければならない。
3 校長は、前項の <u>代理人</u> が不適当と認めたときは、これを変更させることができる。	3 校長は、前項の <u>その者を現に監護する者</u> が不適当と認めたときは、これを変更させることができる。
(入学許可及び入学手続)	第14条～第36条 (現行に同じ。)
第14条 中等教育学校への入学は、教育委員会が定める入学者選抜実施要項による選抜に基づいて、校長が、これを許可する。ただし、学力検査は行わないものとする。	
2 入学を許可された者の保護者は、所定の様式による入学届を校長に提出しなければならない。	
3 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、所定の様式による宣誓書及び保護者の誓約書に住民票記載事項証明書等を添えて、校長に提出しなければならない。	
(就学の手続)	
第15条 保護者は、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」という。）を中等教育学校に就学させようとする場合は、その旨について、教育委員会の承諾を証する書面を添え、当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に	

<p>届け出なければならない。ただし、保護者が市内に住所を有する場合において、前条第2項の入学届を提出するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の入学届を受理した校長は、所定の様式による入学者名簿を作成し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(保護者の異動等)</p> <p>第16条 保護者が死亡し、又は保護者がその資格を失ったときは、直ちにその後継者を定めて、所定の様式による誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者の氏名又は住所（保護者が法人である場合にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）に変更があったときは、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。</p> <p>第17条～第36条 （略）</p>	
---	--

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

のことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

- (1) 民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年者であった高等学校の生徒が在学中に成年に達することとなるが、生徒が就学することができる高等学校は当該生徒の保護者の住所が属する学区の高等学校としているため、成年に達した生徒については、本人の住所が属する学区の高等学校に就学することができるよう、所要の改正をしようとするものである。
- (2) 令和5年度入学者選抜から広島県公立高等学校入学者選抜を新制度とすることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 成年に達した生徒は本人の住所が属する学区の高等学校に就学することができるよう改める。
- (2) 入学者選抜の定義等を改める。

3 2に係る施行期日

- (1) 2の(1)は令和4年4月1日
- (2) 2の(2)は令和5年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和 年 月 日

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年広島市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 一次選抜 学力検査を伴う入学者の選抜（帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に係る選抜を除く。）をいう。

(2) 二次選抜 一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合に実施する入学者の選抜をいう。

第3条第3項中「選抜（Ⅲ）」を「二次選抜」に改める。

第4条中「保護者（当該就学希望者に対して親権を行う者をいい、親権の行う者のないときは、未成年後見人）を「保護者等（未成年の者については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した者については本人）に改める。

第5条中「保護者」を「保護者等」に改める。

附則第3項中「選抜（Ⅰ）及び選抜（Ⅱ）」を「一次選抜」に改め、

「（選抜（Ⅰ）にあっては選抜（Ⅰ）の入学定員の100分の30の範囲内）」を削り、「保護者」を「保護者等」に、「選抜（Ⅱ）の入学定員」を「一次選抜の入学定員」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 公布の日
  - (2) 第2条の改正規定、第3条の改正規定、附則第3項の改正規定（「保護者」を「保護者等」に改める部分を除く。）及び附則第3項の規定 令和5年4月1日
- 2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の広島市立高等学校の通学区域に関する規則（以下「新規則」という。）に基づく令和5年度の広島市立高等学校への入学に関して必要な行為は、同号に掲げる規定の施行の日前においても、行うことができる。
- 3 新規則の規定は、令和5年4月1日以後に入学する者から適用し、同日前に広島市立高等学校に在学している者については、なお従前の例による。

現行改正比較表（広島市立高等学校の通学区域に関する規則）

現 行	改 正
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>選抜 (I)</u> 中学校長の推薦を受けた者に対して実施する入学者の選抜をいう。</p> <p>(2) <u>選抜 (II)</u> 学力検査を伴う入学者の選抜（<u>帰国生徒等の特別入学に係る選抜を除く。）をいう。</u></p> <p>(3) <u>選抜 (III)</u> <u>選抜 (I)</u> 及び<u>選抜 (II)</u> の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合に実施する入学者の選抜をいう。</p> <p>(学区)</p> <p>第3条 高等学校の全日制の過程の学区は、広島市内全域とする。ただし、別表に掲げるものの学区は、広島県一円とする。</p> <p>2 高等学校の定時制の過程の学区は、広島県一円とする。</p> <p>3 <u>選抜 (III)</u> を実施する高等学校の全日制の過程の<u>選抜 (III)</u> に係る学区は、第1項本文の規定にかかわらず、広島県一円とする。</p> <p>(就学することができる高等学校)</p> <p>第4条 就学すべき高等学校は、当該就学希望者の<u>保護者</u>（当該就学希望者に対して親権を行う者をいい、親権の行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）の属する学区の高等学校とする。</p>	<p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>一次選抜</u> 学力検査を伴う入学者の選抜（<u>帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に係る選抜を除く。）をいう。</u></p> <p>(2) <u>二次選抜</u> 一次選抜の結果、合格者（<u>入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合に実施する入学者の選抜をいう。</u></p> <p>(学区)</p> <p>第3条 高等学校の全日制の過程の学区は、広島市内全域とする。ただし、別表に掲げるものの学区は、広島県一円とする。</p> <p>2 高等学校の定時制の過程の学区は、広島県一円とする。</p> <p>3 <u>二次選抜</u> を実施する高等学校の全日制の過程の<u>二次選抜</u> に係る学区は、第1項本文の規定にかかわらず、広島県一円とする。</p> <p>(就学することができる高等学校)</p> <p>第4条 就学すべき高等学校は、当該就学希望者の<u>保護者等</u>（未成年の者については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した者については本人をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）の属する学区の高等学校とする。</p>

現 行	改 正
<p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者であつて教育委員会の許可を得た者は、前条の規定にかかわらず、<u>保護者</u>の住所が当該高等学校の学区に属さない場合であつても、当該高等学校に就学することができる。</p> <p>(1) 特別の事情がある者            (2) 広島市立沼田高等学校普通科（体育コース）の就学希望者のうち、当該就学希望者の<u>保護者</u>の住所が広島県外であるもの</p>	<p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者であつて教育委員会の許可を得た者は、前条の規定にかかわらず、<u>保護者等</u>の住所が当該高等学校の学区に属さない場合であつても、当該高等学校に就学することができる。</p> <p>(1) 特別の事情がある者            (2) 広島市立沼田高等学校普通科（体育コース）の就学希望者のうち、当該就学希望者の<u>保護者等</u>の住所が広島県外であるもの</p>
第6条・第7条 (略)	第6条・第7条 (現行に同じ。)
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 高等学校の全日制の課程（別表に掲げるものを除く。以下「当該課程」という。）における<u>選抜（I）及び選抜（II）</u>の実施に当たり、当該課程の入学定員に対し、当分の間、100分の30の範囲内<u>（選抜（I）にあっては選抜（I）の入学定員の100分の30の範囲内）</u>で、<u>保護者</u>の住所が学区に属さない場合であつても、広島県内に住所を有するときは、当該高等学校へ入学すること（以下「学区外からの入学」という。）を認める。ただし、学区内から学力検査を受ける者が<u>選抜（II）の入学定員に満たない</u>場合には、当該課程の入学定員の範囲内で学区外からの入学を当該課程の入学定員の100分の30を超えて認めることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (現行に同じ。)</p> <p>3 高等学校の全日制の課程（別表に掲げるものを除く。以下「当該課程」という。）における<u>一次選抜</u>の実施に当たり、当該課程の入学定員に対し、当分の間、100分の30の範囲内</p> <p>で、<u>保護者等</u>の住所が学区に属さない場合であつても、広島県内に住所を有するときは、当該高等学校へ入学すること（以下「学区外からの入学」という。）を認める。ただし、学区内から学力検査を受ける者が<u>一次選抜の入学定員に満たない</u>場合には、当該課程の入学定員の範囲内で学区外からの入学を当該課程の入学定員の100分の30を超えて認めることができる。</p>

広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について

のことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年者であった中等教育学校の生徒が在学中に成年に達することとなるが、生徒が就学することができる中等教育学校は当該生徒の保護者の住所が属する学区の中等教育学校としているため、成年に達した生徒については、本人の住所が属する学区の中等教育学校に就学することができるよう、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

成年に達した生徒は本人の住所が属する学区の中等教育学校に就学することができるよう改める。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 1 号

令和 年 月 日

広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を  
ここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正す  
る規則

広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成 25 年広島市教育  
委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「保護者（親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年  
後見人に事故等のやむを得ない理由があるときはその代理人）」を「保護  
者等（未成年の者については学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1  
6 条に規定する保護者を、成年に達した者については本人」に改め、同条  
第 2 項を削る。

第 4 条及び附則第 2 項中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

現行改正比較表（広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則）

現 行	改 正
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(就学することのできる者)</p> <p>第3条 中等教育学校に就学することのできる者は、<u>その保護者</u>（親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときはその代理人）<u>をいう。以下同じ。）</u>が学区内に住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）を有する者とする。</p> <p><u>2 前項の代理人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。</u></p> <p>第4条 特別の事情がある者であって広島市教育委員会の許可を得たものは、前条の規定にかかわらず、<u>保護者</u>の住所が中等教育学校の学区に属さない場合であっても、当該中等教育学校に就学することができる。</p>	<p>第1条・第2条 (現行に同じ。)</p> <p>(就学することのできる者)</p> <p>第3条 中等教育学校に就学することのできる者は、<u>その保護者等</u>（未成年の者については<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者</u>を、成年に達した者については<u>本人</u>をいう。以下同じ。）が学区内に住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）を有する者とする。</p>
<p>第5条・第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中等教育学校における選抜の実施に当たり、当該中等教育学校の入学定員に対し、当分の間、100分の30の範囲内で、<u>保護者</u>の住所が学区に属さない場合であっても、広島県内に住所を有するときは、当該中等教育学校へ入学すること（以下「学区外からの入学」という。）を認める。ただし、学区内から当該選抜を受ける者が入学定員に満たない場合には、当該入学定員の範囲内で学区外からの入学を当該入学定員の100分の30を超えて認めることができる。</p>	<p>第4条 特別の事情がある者であって広島市教育委員会の許可を得たものは、前条の規定にかかわらず、<u>保護者等</u>の住所が中等教育学校の学区に属さない場合であっても、当該中等教育学校に就学することができる。</p> <p>第5条・第6条 (現行に同じ。)</p> <p>附 則</p> <p>1 (現行に同じ。)</p> <p>2 中等教育学校における選抜の実施に当たり、当該中等教育学校の入学定員に対し、当分の間、100分の30の範囲内で、<u>保護者等</u>の住所が学区に属さない場合であっても、広島県内に住所を有するときは、当該中等教育学校へ入学すること（以下「学区外からの入学」という。）を認める。ただし、学区内から当該選抜を受ける者が入学定員に満たない場合には、当該入学定員の範囲内で学区外からの入学を当該入学定員の100分の30を超えて認めることができる。</p>

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正  
について

のことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年者であった高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の生徒が在学中に成年に達することとなり、その父母等は学校教育法上の保護者に該当しなくなることから、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の章で準用する規定について、成年に達した生徒については以下のとおりとする。

- (1) 「教材の使用」の規定中、その使用に当たっての要件を、「就学に要する経費を負担する者」の経済的な負担が過重にならないこととする。
- (2) 「履修教科の特別措置」の規定中、学習指導しようとするときは、「生徒を現に監護する者」の意見をきかなければならないこととする。
- (3) 「学校納入金会計等」の規定中、その通知先等を、「就学に要する経費を負担する者」とする。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表  
別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和 年 月 日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部  
を改正する規則

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第62条中「準用する」の右に「。この場合において、第31条第3号中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と、第34条中「児童又は生徒の保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒を現に監護する者」と、第49条第2項及び第3項中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と読み替えるものとする」を加える。

第68条の9第1項中「この場合において」の右に「、第31条第3号中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と、第34条中「児童又は生徒の保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護

者の，成年に達した生徒については当該生徒を現に監護する者」とを，「第68条の3第1項及び第2項の職員」との右に「，第49条第2項及び第3項中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者に，成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と」を加える。

第74条第1項中「第7条第1項」との右に「，同条第3号中「保護者」とあるのは「児童又は未成年の生徒については保護者の，成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」とを，「第70条第1項及び第2項の職員」との右に「，第49条第2項及び第3項中「保護者」とあるのは「児童又は未成年の生徒については保護者に，成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と」を加える。

#### 附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則）

現 行	改 正
目次 (略)	目次 (現行に同じ。)
第1条～第61条 (略)  (規定の準用) 第62条 第21条, 第29条, 第31条から第34条まで, 第43条から第47条まで及び第49条から第54条までの規定は, 高等学校にこれを準用する	第1条～第61条 (現行に同じ。)  (規定の準用) 第62条 第21条, 第29条, 第31条から第34条まで, 第43条から第47条まで及び第49条から第54条までの規定は, 高等学校にこれを準用する。この場合において, 第31条第3号中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者の, 成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と, 第34条中「児童又は生徒の保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者の, 成年に達した生徒については当該生徒を現に監護する者」と, 第49条第2項及び第3項中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者に, 成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と読み替えるものとする。
第63条～第68条の8 (略)  (規定の準用) 第68条の9 第15条から第19条まで, 第21条, 第22条, 第29条, 第31条から第34条まで, 第38条第6項, 第43条から第44条まで及び第56条第5項の規定は, 中等教育学校にこれを準用する。この場合において	第63条～第68条の8 (現行に同じ。)  (規定の準用) 第68条の9 第15条から第19条まで, 第21条, 第22条, 第29条, 第31条から第34条まで, 第38条第6項, 第43条から第54条まで及び第56条第5項の規定は, 中等教育学校にこれを準用する。この場合において, 第31条第3号中「保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者の, 成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と, 第34条中「児童又は生徒の保護者」とあるのは「未成年の生徒については保護者に, 成年に達した生徒については当該生徒を現に監護する者」と, 第38条第6項中「第2項の職員」とあるのは, 「第68条の3第1

<p>項及び第2項の職員」と_____</p> <p>)</p> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第15条から第19条まで、第22条及び第48条の規定は、中等教育学校の後期課程については準用しない。</p> <p>第69条～第73条 (略)</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第74条 第21条、第29条、第31条から第33条まで、第38条第6項、第39条、第42条から第54条まで、第56条第5項及び第61条の規定は、特別支援学校にこれを準用する。この場合において、第31条中「小学校及び中学校」とあるのは「特別支援学校」と、「第27条第1項及び第28条第1項」とあるのは「広島市立特別支援学校学則第7条第1項」と_____</p> <p>_____，第38条第6項中「第2項の職員」とあるのは「第70条第1項及び第2項の職員」と_____</p> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>2 第18条、第19条、第22条及び第35条第2項の規定は、特別支援学校の小学部及び中学部にこれを準用する。</p> <p>第75条～第77条 (略)</p>	<p>項及び第2項の職員」と、第49条第2項及び第3項中「保護者」とあるのは「未成人の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第15条から第19条まで、第22条及び第48条の規定は、中等教育学校の後期課程については準用しない。</p> <p>第69条～第73条 (現行に同じ。)</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第74条 第21条、第29条、第31条から第33条まで、第38条第6項、第39条、第42条から第54条まで、第56条第5項及び第61条の規定は、特別支援学校にこれを準用する。この場合において、第31条中「小学校及び中学校」とあるのは「特別支援学校」と、「第27条第1項及び第28条第1項」とあるのは「広島市立特別支援学校学則第7条第1項」と、同条第3号中「保護者」とあるのは「児童又は未成人の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と、第38条第6項中「第2項の職員」とあるのは「第70条第1項及び第2項の職員」と、第49条第2項及び第3項中「保護者」とあるのは「児童又は未成人の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第18条、第19条、第22条及び第35条第2項の規定は、特別支援学校の小学部及び中学部にこれを準用する。</p> <p>第75条～第77条 (現行に同じ。)</p>
--	---

参考：読替規定比較表（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則）

読替え前	高等学校の準用規定による読替え後
<p>(教材の使用)</p> <p>第31条 小学校及び中学校において、教科書以外の図書その他の図書に準ずる教材（以下「教材」という。）の使用に当たっては、第27条第1項及び第28条第1項により編成する教育課程に準拠し、かつ次の各号の要件をそなえるものを選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>保護者</u> _____ の経済的負担が過重にならないこと</p>	<p>(教材の使用)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者の経済的負担が過重にならないこと</u></p>
<p>(履修教科の特別措置)</p> <p>第34条 校長は、省令第54条の規定に基づく学習指導をしようとするときは、あらかじめ<u>児童又は生徒の保護者</u> _____ の意見をきかなければならない。</p>	<p>(履修教科の特別措置)</p> <p>第34条 校長は、省令第54条の規定に基づく学習指導をしようとするときは、あらかじめ<u>未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒を現に監護する者の意見をきかなければならない。</u></p>
<p>(学校納入金会計等)</p> <p>第49条 校長は、学校納入金会計等について、学校予算に準じ、適正に管理しなければならない。</p> <p>2 校長は、当該年度の学校納入金について徴収すべき額を決定した場合には、速やかに<u>保護者</u> _____ に通知しなければならない。</p> <p>3 校長は、当該年度の学校納入金についての会計報告を、次年度5月末までに<u>保護者</u> _____ に行わなければならない。</p>	<p>(学校納入金会計等)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 校長は、当該年度の学校納入金について徴収すべき額を決定した場合には、速やかに<u>未成年の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 校長は、当該年度の学校納入金についての会計報告を、次年度5月末までに<u>未成年の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者に行わなければならぬ。</u></p>

参考：読替規定比較表（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則）

読替え前	中等教育学校の準用規定による読替え後
<p>(教材の使用)</p> <p>第31条 小学校及び中学校において、教科書以外の図書その他の図書に準ずる教材（以下「教材」という。）の使用に当たっては、第27条第1項及び第28条第1項により編成する教育課程に準拠し、かつ次の各号の要件をそなえるものを選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保護者 _____の経済的負担が過重にならないこと</p>	<p>(教材の使用)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者の経済的負担が過重にならないこと</p>
<p>(履修教科の特別措置)</p> <p>第34条 校長は、省令第54条の規定に基づく学習指導をしようとするときは、あらかじめ児童又は生徒の保護者 _____の意見をきかなければならぬ。</p>	<p>(履修教科の特別措置)</p> <p>第34条 校長は、省令第54条の規定に基づく学習指導をしようとするときは、あらかじめ未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒を現に監護する者の意見をきかなければならぬ。</p>
<p>(学校納入金会計等)</p> <p>第49条 校長は、学校納入金会計等について、学校予算に準じ、適正に管理しなければならない。</p> <p>2 校長は、当該年度の学校納入金について徴収すべき額を決定した場合には、速やかに保護者 _____に通知しなければならない。</p> <p>3 校長は、当該年度の学校納入金についての会計報告を、次年度5月末までに保護者 _____に行わなければならない。</p>	<p>(学校納入金会計等)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 校長は、当該年度の学校納入金について徴収すべき額を決定した場合には、速やかに未成年の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者に通知しなければならない。</p> <p>3 校長は、当該年度の学校納入金についての会計報告を、次年度5月末までに未成年の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者に行わなければならない。</p>

参考：読替規定比較表（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則）

読替え前	特別支援学校の準用規定による読替え後
<p>(教材の使用)</p> <p>第31条 小学校及び中学校において、教科書以外の図書その他の図書に準ずる教材（以下「教材」という。）の使用に当たっては、第27条第1項及び第28条第1項により編成する教育課程に準拠し、かつ次の各号の要件をそなえるものを選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>保護者</u> _____ の経済的負担が過重にならないこと</p>	<p>(教材の使用)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>児童又は未成年の生徒については保護者の、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者</u>の経済的負担が過重にならないこと</p>
<p>(履修教科の特別措置)</p> <p>第34条 校長は、省令第54条の規定に基づく学習指導をしようとするときは、あらかじめ児童又は生徒の保護者の意見をきかなければならない。</p>	<p>準用なし</p>
<p>(学校納入金会計等)</p> <p>第49条 校長は、学校納入金会計等について、学校予算に準じ、適正に管理しなければならない。</p> <p>2 校長は、当該年度の学校納入金について徴収すべき額を決定した場合には、速やかに<u>保護者</u> _____ に通知しなければならない。</p> <p>3 校長は、当該年度の学校納入金についての会計報告を、次年度5月末までに<u>保護者</u> _____ に行わなければならない。</p>	<p>(学校納入金会計等)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 校長は、当該年度の学校納入金について徴収すべき額を決定した場合には、速やかに<u>児童又は未成年の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 校長は、当該年度の学校納入金についての会計報告を、次年度5月末までに<u>児童又は未成年の生徒については保護者に、成年に達した生徒については当該生徒の就学に要する経費を負担する者</u>に行わなければならない。</p>

議案第12号  
令和4年3月25日提出

広島市立特別支援学校学則の一部改正について

のことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年者であった高等部の生徒が在学中に成年に達することとなり、その父母等は学校教育法上の保護者に該当しなくなる。しかしながら、在学中に成年に達した生徒はいまだ成長の過程にあり、社会的な自立に対して支援を受ける必要があることから、引き続き父母等が当該生徒を支援することができるよう、所要の改正をしようとするものである。

2 主な改正の内容

生徒が成年に達した者であるときの保護者を、その者を現に監護する者に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和 年 月 日

広島市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

広島市立特別支援学校学則（昭和 57 年広島市教育委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「その親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときは、その代理人），成年の者についてはその保証人」を「学校教育法第 16 条に規定する保護者を，成年に達した者についてはその者を現に監護する者」に改め，同条第 3 項中「代理人及び保証人」を「その者を現に監護する者」に，「成年の者」を「成年に達した者」に改める。

附 則

この規則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

現行改正比較表（広島市立特別支援学校学則）

現 行	改 正
目次 (略)	目次 (現行に同じ。)
第1条～第12条 (略)	第1条～第12条 (現行に同じ。)
(就学区域) 第13条 特別支援学校の就学区域（以下「学区」という。）は、広島市中区、東区、南区、西区及び安芸区の区域とする。	(就学区域) 第13条 特別支援学校の就学区域（以下「学区」という。）は、広島市中区、東区、南区、西区及び安芸区の区域とする。
2 保護者（未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない理由があるときは、その代理人），成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）が学区に属する場合は、特別支援学校に就学することができる。ただし、障害児入所施設等又は病院（以下「施設等」という。）に入所又は入院している者は、施設等の所在地の住所が学区に属する場合は、特別支援学校に就学することができる。	2 保護者（未成年の者については <u>学校教育法第16条に規定する保護者を、成年に達した者についてはその者を現に監護する者</u> をい
3 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。ただし、校長において不適当と認めたときは、これを変更させることができる。	う。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）が学区に属する場合は、特別支援学校に就学することができる。ただし、障害児入所施設等又は病院（以下「施設等」という。）に入所又は入院している者は、施設等の所在地の住所が学区に属する場合は、特別支援学校に就学することができる。
4 特別の事情がある者であつて教育委員会の許可を得た者は、第2項の規定にかかわらず、保護者の住所が特別支援学校の学区に属さない場合であつても、特別支援学校に就学することができる。	3 前項の <u>その者を現に監護する者は、独立の生計を営む成年に達した者でなければならない。</u> ただし、校長において不適当と認めたときは、これを変更させることができる。
第14条・第15条 (略)	4 特別の事情がある者であつて教育委員会の許可を得た者は；第2項の規定にかかわらず、保護者の住所が特別支援学校の学区に属さない場合であつても、特別支援学校に就学することができる。
(入学手続) 第16条 高等部に入学を志願する者は、保護者と連署した所定の様式による入学願書を校長に提出しなければならない。	第14条～第31条 (現行に同じ。)

第17条 高等部に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、所定の様式による保護者の誓約書に住民票記載事項証明書等を添えて、校長に提出しなければならない。

(児童、生徒及び保護者の異動等)

第18条 保護者は、児童、生徒及び保護者の氏名又は住所に変更が生じたときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

2 保護者が死亡し、又は保護者がその資格を失つたときは、新たに保護者になつた者は、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。  
この場合において、高等部の生徒の保護者については、所定の様式による誓約書を提出しなければならない。

(退学)

第19条 高等部の生徒は、退学しようとするときは、所定の様式による退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 保護者は、児童又は生徒が死亡したときは、速やかに死亡届を校長に提出しなければならない。

第20条～第31条 (略)

## 広島市教育委員会規則の一部改正について

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が令和4年4月1日に施行され、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年であった高等学校、中等教育学校、特別支援学校の生徒が在学中に成年に達することとなり、その父母等は学校教育法上の保護者に該当しなくなる。

しかしながら、在学中に成年に達した生徒はいまだ成長の過程にあり、社会的な自立に対して支援を受ける必要があることから、成年に達した生徒の在学中の手続等について整理するため、以下の広島市教育委員会規則を一部改正する。

### ＜今回一部改正を行う教育委員会規則と主な改正内容＞

規則名	主な改正内容
①広島市立高等学校学則	生徒が成年に達した者であるときの保護者を、その者を現に監護する者に改める。
②広島市立中等教育学校学則	成年に達した生徒は本人の住所が属する学区の学校に就学することができるよう改める。
③広島市立高等学校の通学区域に関する規則	成年に達した生徒については以下のとおりとする。 (1) 「教材の使用」の規定中、その使用に当たっての要件を、「就学に要する経費を負担する者」の経済的な負担が過重にならないこととする。 (2) 「履修教科の特別措置」の規定中、学習指導しようとするときは、「生徒を現に監護する者」の意見をきかなければならないこととする。 (3) 「学校納入金会計等」の規定中、その通知先等を、「就学に要する経費を負担する者」とする。
④広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則	
⑤広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則	
⑥広島市立特別支援学校学則	生徒が成年に達した者であるときの保護者を、その者を現に監護する者に改める。

※①の改正内容には通信制高校関連の上位法改正への対応に係る改正を含む。

※③の改正内容には新しい公立高等学校入学者選抜への対応に係る改正を含む。

〔参考：生徒が成年に達した者であるときの保護者〕

#### 【少年法】

少年を20歳に満たない者とし、保護者を「少年を現に監護する者」と定義

#### 【広島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例】

給食費の徴収先を保護者等とし、成年に達した生徒については「当該生徒の就学に要する経費を負担する者」と定義

#### 【広島市立高等学校等の授業料等に関する規則】

保護者の定義を拡大し、成年に達した生徒については「生徒の学費を主として負担する者」と規定